

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	17 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和59年3月頃にA市役所で国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月間と比較的短期間であるとともに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和59年3月8日に任意で資格取得していることが確認できる上、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録により、申立人は上記と同日に資格取得し、61年4月1日に資格喪失していることが確認できる。

また、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間については未納とされていることが確認できるものの、申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和59年3月8日に国民年金に再加入後、昭和59年度の国民年金保険料を現年度納付するとともに、昭和59年3月分の保険料については過年度納付していることが確認できることから、申立期間についても過年度納付書により保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から47年3月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、年金記録問題があったので、社会保険事務所（当時）で記録を確認したところ、結婚後の国民年金の納付記録が無いことが分かった。

年金の裁定請求を行った時には気付かなかったが、結婚してすぐに近所の人に国民年金の加入を勧められ、手続を行って以降の国民年金保険料は郵便局で納付しており、結婚後に未加入及び未納とされている年金記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ってから、国民年金保険料は未納とすることなく納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は昭和47年4月以降、申立期間②を除き未納期間が無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②当時、申立人には転居など生活状況に特段の変化も見られない上、オンライン記録によると、申立期間②以降において、2か月の未納期間の保険料を2度、過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、3か月と短期間の申立期間②について、納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和41年5月に婚姻してすぐに近所の人に勧められ、国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は47年2月15日に夫婦

連番で払い出されていることが確認できる上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の主張する加入時期と相違する。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る同被保険者名簿は、昭和47年4月25日付けで夫婦同一日に作成されていることが確認できる上、同市の収滞納一覧表によると、同年6月2日から夫婦共に保険料納付を開始していることが確認できることから、申立人は、加入手続を行った直後の同年4月から、夫婦共に国民年金保険料の納付を開始した状況がうかがえる。

さらに、申立期間①は71か月と長期であり、オンライン記録によると、昭和41年5月から46年9月までは未加入期間と記録されていることから、当該期間の国民年金保険料は制度上、納付することができない期間である上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月から55年3月まで

私は、昭和54年10月にA市からB市に転居し、B市役所で転入手続と併せて国民年金の住所変更手続も行ったと思う。A市に在住していた時やB市へ転居した後も、常に妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納と記録されていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和50年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、平成13年6月以降、60歳に到達するまで継続して付加保険料を納付しており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、前後の期間の保険料を納付済みであり、転居を除き生活状況に大きな変化はみられない。

さらに、オンライン記録によると、申立人夫婦は、納付日が確認できる昭和61年度から平成21年度までの保険料を全て同日に納付していることが確認できる上、国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の保険料を夫婦一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの保険料を同年9月に過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人の妻が上記の期間の保険料を過年度納付した時点（昭和55年9月）において、申立期間のうち、54年7月から同年9月までの保険料についても過年度納付することが可能であったことから、納付意識の高い申立人夫婦は、当該期間の保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月から同年9月まで

私は、昭和54年10月にA市からB市に転居し、B市役所で転入手続と併せて国民年金の住所変更手続も行ったと思う。具体的な記憶は定かでないが、A市に在住していた時やB市へ転居した後も、常に私が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたと思う。

申立期間直前の保険料について、平成22年6月に納付済みへと記録が訂正されたこともあり、申立期間の保険料が未納と記録されていることに納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、平成13年6月以降、60歳に到達するまで継続して付加保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、前後の保険料を納付済みであり、転居を除き生活状況に大きな変化はみられない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和54年4月から同年6月までの保険料について、当初、未納と記録されていたものの、A市の国民年金過年度収滞納一覧表で納付済みであることが確認できることから、平成22年6月30日に当該期間の保険料が納付済みへと記録訂正されており、申立期間と連続する期間において、記録管理上の不備があったことが認められる。

加えて、国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和54年10月から55年3月までの保険料を同年9月に過年度納付していることが確認できるところ、申立期間は、当該時点で過年度納付することが可能であり、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び54年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から同年12月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで  
③ 昭和54年4月から同年6月まで

私は、昭和36年に、同じ町内に住んでいた知り合いの方に勧められて国民年金に加入し、保険料を納付してきた。途中で家を建てたこともあって、手続をして5年ほど保険料納付を休んだこともあったが、未納なく保険料を納めてきた。

ねんきん特別便で記録を確認したところ、複数の期間の未納があることが分かった。私は言われたとおりに保険料を納めていたのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金制度が開始されたときから国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまでの国民年金の任意加入期間に、申立期間を除いて未納期間は無いことから、申立人の年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料について、申立人自身がA市役所の窓口で納付していたと主張しているところ、同市によると、昭和48年度以降の現年度の国民年金保険料は、納付書により同市会計室の窓口で納付できたとしており、申立内容と一致する。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間②直前の12年間の国民年金保険料を未納無く納付していることが確認できることに加えて、A市役所が保管する国民年金関係届によると、申立人が申立期間②の直後の昭和49年

4月26日に任意加入資格の喪失手続を適切に行っていることが確認できる上、申立期間③の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間③の前後に住所変更など生活環境の変化もなかったことが確認できることから、それぞれ3か月と短期間である申立期間②及び③の国民年金保険料について、納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録によると、申立期間①の欄に「時効消滅」と押印されており、申立期間①直後の昭和37年1月から38年12月までの国民年金保険料を39年2月10日に一括して納付していることが確認でき、当該日において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び54年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から52年4月まで

私の夫は、平成21年4月にわずか3か月ほどの療養生活で亡くなったが、会社退職後に行った年金受給手続の際に、申立期間の年金記録が無いことを知り、社会保険事務所（当時）に記録調査の依頼を行っていた。その夫は生前、「短い期間ではあるが、年金記録が途切れていることはありえない。」と言いながら、自ら、第三者委員会への申立ての準備を進めていた。

当時、国民年金保険料は、夫が昭和52年5月に再就職をするまで、私が夫の分と一緒に自宅を訪れる集金人に納付していた。私自身の保険料は納付済みと記録されているのに、夫の保険料を未納にするはずもなく、直接、集金人に保険料を支払っていた私自身も、夫の記録については納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年6月については、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同年同月1日に強制被保険者資格を喪失した旨記録されているが、法律上、申立人がその資格を喪失する根拠は見当たらず、既に納付されていた当該期間の保険料が、同年8月に還付されていることが確認できるものの、当該期間については、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和51年7月から52年4月までの期間については、上記のように保険料が還付された記録は確認できない上、当該期間は、行政機

関において未加入期間として管理されていることから、当該期間の保険料を収納できたとは考え難い。

また、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年10月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は25年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、420円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月25日から25年4月1日まで

私は、A社B事業所を退職後、C社に勤務していた。同社の社屋が移転したことはあったが、私が同社で継続して勤務していた期間の年金記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の後に勤務していたD社E事業所が提出した申立人の履歴証明書によると、申立人が、申立期間を含む昭和21年5月から25年3月までの期間、C社で勤務していたことが推認できる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、資格取得年月日欄に昭和21年10月25日と記載があるものの、これに対応する事業所名及び資格喪失年月日の記載が確認できない。

このことについて、日本年金機構本部記録管理部記録業務グループは、「当時、申立人はどこかの事業所に所属しており、社会保険出張所（当時）がその事業所の資格取得年月日を旧台帳に記載したが、後に、事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を紛失したために、事業所名と資格喪失年月日を記載することができなかったのではないか。」と回答しており、社会保険出張所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年10月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったこ

とが認められ、かつ、申立人のC社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は25年4月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人が前職のA社B事業所で資格を喪失した時の標準報酬月額から、420円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和44年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

私は、支店間の異動はあったものの、A社（現在は、B社）に継続して勤務しており、申立期間の記録が欠落していることに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の在職証明書、B社健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年4月30日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社企業年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が昭和44年4月30日にA社C支店で同基金加入員資格を喪失し、同日に同社D支店で同資格を取得したことが確認できる上、同基金の事務責任者は、「当基金の取扱いとして、届出書は複写式であったと考えられる。」と証言していることから、厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年4月30日にA社D支店における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録及び申立人のA社D支店における昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年10月1日まで

私の申立期間の標準報酬月額が、昭和45年7月1日にA事業所(現在は、B事業所)C支店から本店へ栄転しているにもかかわらず6万4,000円から4万5,000円に減額されている。所持している明細書から控除されている保険料に相当する標準報酬月額は8万円であることも確認できるため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の見出しを社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和30年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月29日から30年8月まで

私は、昭和29年7月1日にA社に入社し、30年8月頃に退職するまで同社で勤務した。申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和29年7月1日にA社に入社し、30年8月頃に退職するまで同社で勤務した。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は29年12月29日と記録されており、申立期間の被保険者記録は確認できない。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人は、昭和30年10月及び31年10月に係る標準報酬等級の改定記録が確認できる上、30年に健康保険証の更新が行われたことを示す「30更」の押印が確認できることから、申立人は、29年12月29日以降も同社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

一方、申立人は、「昭和30年8月頃に退職し、同年9月頃にB社（現在は、C社）に入社した。」と供述しているところ、31年3月19日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、上記のA社に係る被保険者名簿によると、申立人の欄には、31年に健康保険証の検認を受けたことを示す「31認」の押印が無い。

また、当該被保険者名簿において、申立人の欄に確認できる「30更」の押印は、昭和30年8月30日に被保険者資格を喪失している者の欄には押されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和30年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年4月1日にA社B工場から同社に転勤した。この時に厚生年金保険の記録が1か月空白になった。継続して勤務していたので、記録を回復していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立人が提出したC社に係る在職証明書、同社が提出した労働者名簿及び退職金計算書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同日に転勤した元同僚の証言から、昭和42年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和46年11月1日から47年7月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が、申立人がその主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和36年8月1日から同年10月1日までの期間、47年7月1日から同年10月1日までの期間及び50年6月1日から同年7月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和36年8月及び同年9月は2万6,000円、47年7月から同年9月までは13万4,000円、50年6月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月1日から同年10月1日まで  
② 昭和36年8月1日から同年10月1日まで  
③ 昭和42年9月1日から同年10月1日まで  
④ 昭和46年11月1日から47年7月1日まで  
⑤ 昭和47年7月1日から同年10月1日まで  
⑥ 昭和49年10月1日から50年10月1日まで

私が所持しているA社及びB社（現在は、C社）の給与明細書で確認できる申立期間の保険料控除額に相当する標準報酬月額と年金記録が異なっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人が提出している給与明細書により、申立人は当該期間についてその主張する11万8,000円の標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間の標準報酬月額は「118」「104」と記載されていることが確認できるところ、当時、健康保険の最高等級月額は10万4,000円、厚生年金保険の最高等級月額は13万4,000円であったこと及び、「118」は給与明細書の保険料控除額に相当する標準報酬月額11万8,000円と符合している。

これらを総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められ、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を11万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②、⑤及び⑥について、申立人は、当該期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②、⑤及び⑥のうち昭和50年6月1日から同年7月1日までの標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額から、当該期間の標準報酬月額を、36年8月及び同年9月については2万6,000円、47年7月から同年9月までは13万4,000円、50年6月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①、③及び⑥のうち昭和49年10月1日から50年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年10月1日までの期間については、給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年11月1日から22年1月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格取得日に係る記録を21年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年9月1日から19年6月1日まで  
② 昭和21年11月1日から22年1月10日まで

私の父は、大学を繰り上げ卒業した昭和18年9月、B社（現在は、3社に分割。申立人は、3社のうちC社及びD社に所属）に入社したが、入社後すぐに海軍に出征し、21年夏頃に復員した。

復員時には、社名がB社からA社に改称されており、自宅がE地にあった私の父は、同社E事務所勤務を命ぜられ、着任した。

上記の事情は、私の父が生前、業界紙に自身の回想録として寄稿した内容であるが、年金記録によると、申立期間①及び②が欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 D社が保管する従業員カード及び社員履歴情報の記載内容から、申立人は、昭和18年9月30日にB社に入社し、分社後のD社において社長等を歴任し、死亡した平成12年\*月\*日まで継続して勤務していたことが確認できる。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、A社は、本社社屋の移転に伴い管轄の社会保険出張所（当時）が変更になったことから、当該期間始期の昭和21年11月1日に、F社会保険出張所（当時）に厚生年金保

険の適用事業所でなくなる（全喪）旨を届け出ると共に、G社会保険出張所（当時）に新たに厚生年金保険の適用事業所となる（新適）旨を届け出ており、同日に全喪及び新適の届出を行ったことが確認できる。

また、上記の従業員カードによると、申立人は、申立期間②の前の昭和21年6月29日にA社本社から同社E事務所に異動していることが確認できるが、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②の前後において、同社本社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められ、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和21年10月の社会保険出張所の記録から90円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間①については、オンライン記録によると、A社は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、同社が適用事業所となる前の期間である上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同日に、700人以上の被保険者と共に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿の記載に不自然な点はみられない。

さらに、D社及びC社は共に、「厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年6月1日より前から、本社勤務であった申立人が労働者年金保険に加入していたとは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで  
私は、昭和27年から60年1月までの間、A社に継続して勤務していたが、43年10月1日付けで同社本店からB工場に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月間欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書及び同社が保管する技能職員解僱報告書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和43年10月1日に同社本店から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店に係る昭和43年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が申立人に係る資格喪失届を昭和43年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間における保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで  
私が所持している確定申告書によると、申立期間の報酬は減額していないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和45年及び46年分の確定申告書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成7年3月から同年6月までは14万2,000円、同年7月から同年9月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月22日から同年10月1日まで

私は、平成7年3月1日からA社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が給与明細書の支給額と相違しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成7年3月から同年6月までは14万2,000円、同年7月から同年9月までは15万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社を昭和61年8月31日に退職したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことが分かった。給料明細書では保険料が控除されており、家計簿にも給与額の記載があるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書、B社から提出された申立人に係る個人別給料台帳、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記の給料明細書及び個人別給料台帳から確認できる保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人に係る資格喪失日を昭和61年8月31日として届け出たことが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、申立期間のうち、昭和18年8月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社(現在は、B社)C工場における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から同年10月1日まで

高等小学校卒業と同時に、A社C工場に入社し、昭和18年9月末に中途退社したが、その期間の厚生年金保険の記録が空白である。調査の上、訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「高等小学校卒業と同時にA社C工場に入社した。」と供述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、昭和18年8月1日に被保険者資格を取得したことが確認できるものの、資格喪失日の記載が無い。

しかしながら、上記被保険者名簿において、申立人と同様に複数の元従業員の資格喪失日の記載が確認できない上、当該元従業員に係る旧台帳においても資格喪失日の記載は確認できない。

また、申立人は、申立期間の終期について、「昭和18年9月末に中途退職した後、個人事業所でアルバイトを半年ほどしてから19年3月に少年兵として海軍に入隊し、同年8月からD機関学校に入って、そのまま終戦を迎えた。」と詳細に供述していることから判断すると、申立人のA社C工場における資格喪失日は18年10月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び旧台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年4月1日から同年8月1日までの期間については、A社C工場に係る被保険者名簿において被保険者資格を有し、所在が確認できた6人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会し、二人から回答を得たところ、そのうちの一人で、申立人の勤務した工場に勤務した元同僚は、「申立人の名前に記憶があるが、勤務期間の特定はできない。当時は試用期間が1か月ほどあった。」と証言している。

また、B社及びB社健康保険組合は、当時の記録は保管しておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和18年4月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年8月1日から同年9月1日までの期間、56年6月1日から同年7月1日までの期間及び57年7月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、55年8月は22万円、56年6月は26万円、57年7月は28万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月1日から60年11月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、昭和54年11月から60年10月までの期間について、日本年金機構に記録されている標準報酬月額が、給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合った金額になっていない。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和55年8月は22万円、56年6月は26万円、57年7月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和54年11月から55年7月までの期間、同年9月から56年5月までの期間、同年7月から57年6月までの期間及び同年8月から60年10月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は8万6,000円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を同額に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月13日から47年10月1日まで

私は、昭和46年8月に、A社本社から同社B工場へ転勤したが、給与に大きな変更は考えられず、標準報酬月額の大幅な減少は考えられないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社本社から同社B工場へ転勤したが、給与に大きな変更は考えられず、標準報酬月額の大幅な減少は考えられない。」と主張しているところ、同社は賃金台帳を保管していないため、申立期間における厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額を確認することができないものの、C厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届によると、昭和46年8月13日の被保険者資格取得時の標準報酬月額が8万6,000円であることが確認できる。

また、C厚生年金基金は、「厚生年金基金加入員資格取得届は複写式の様式を使用している。」と回答していることから、A社は、同厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は29万5,000円、17年12月10日は28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成17年12月10日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届となっているが、事業所が保管する賞与明細一覧表によると、賞与額に見合った保険料が控除されているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社が保管する賞与明細一覧表の保険料控除額から、平成15年12月10日は29万5,000円、17年12月10日は28万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は29万5,000円、17年12月10日は28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成17年12月10日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届となっているが、事業所が保管する賞与明細一覧表によると、賞与額に見合った保険料が控除されているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社が保管する賞与明細一覧表の保険料控除額から、平成15年12月10日は29万5,000円、17年12月10日は28万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は20万円、17年12月10日は19万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成17年12月10日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届となっているが、事業所が保管する賞与明細一覧表によると、賞与額に見合った保険料が控除されているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社が保管する賞与明細一覧表の保険料控除額から、平成15年12月10日は20万円、17年12月10日は19万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、昭和58年2月28日から同年3月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないとの回答をもらった。申立期間も間違いなくA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿、C企業年金基金加入記録、C健康保険組合加入記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はCグループに継続して勤務し（昭和58年3月1日にA社からD社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年1月の社会保険事務所(当時)の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和58年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2

月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成19年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月

国民年金は自分自身の意志で加入し、母親が平成18年4月頃にA市B区役所で手続を行ったと思う。年金手帳には同年4月10日発行と記載されている。私は、当時、自分の手帳メモに毎月の出費額を記入しており、支払った期日も記入していた。申立期間についても、ほかの期間と同様にきちんと保険料を納付していた。申立期間の保険料は、当時アルバイト勤務していたコンビニエンスストアで納付した。アルバイト先から、「ここで払ってくれたら少しでも売り上げになる。」と聞いていたので、どうせ支払うなら、できるだけ勤務先の店で払おうと思ったためである。私の手帳メモには、19年7月31日に年金、10,580円と記載されているので、必ずその頃に支払っていると思う。その納付書は横21センチ、縦11センチのオレンジ色のような赤い色でバーコードが付いていた。毎回領収書をもらっていたと思うが、支払いが済んだら捨ててしまうので今は残っていない。しかし、国民年金保険料は必ず支払っていたので、この期間だけ未納であることは無い。よく調べて記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、当時アルバイト勤務していたコンビニエンスストアにおいて納付したとしているところ、当該コンビニエンスストア本部では、申立期間に係る取扱い保険料の領収済通知書については、保管期限を越えているため既に廃棄されているものの、確認できる申立店舗における申立期間前後の保険料の収納データ履歴の中には、申立人に対して発行された申立期間に係る納付書情報（バーコード情報）の取扱い履歴が無いことから、申立人が申立期間の保険料を納付した事実は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、保険料の収納事務は電算化処理により行われていたことから、この時期における記録管理の信頼性は高いものと考えられるところ、オンライン記録によると、申立期間は未納とされており、保険料の納付は確認できない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年10月までの期間、同年11月から49年12月までの期間及び50年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から48年10月まで  
② 昭和48年11月から49年12月まで  
③ 昭和50年1月

昭和46年9月に会社を退職し、厚生年金保険被保険者ではなくなったので、同年10月頃にA市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、窓口で年金手帳を受け取った。加入後は、毎月、銀行や郵便局で納付書により保険料を納付しており、50年頃にC市へ引っ越した後も、それまでと同じように郵便局などで保険料を納付してきた。

年金記録を確認したところ、昭和46年9月から50年1月までが、未納、未加入、免除とされていたが、私は46年9月に従前の会社を退職し、51年8月に現在の会社で厚生年金保険被保険者となるまで、国民年金保険料を未納とすることなく納めており、第三者委員会に申し立てた。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和46年10月頃にA市役所B支所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は48年5月24日に払い出されていることが確認できる上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が主張する加入時期と相違する。

また、申立期間①のうち昭和46年9月について、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は同年10月1日と記録されていることが確認でき、同年9月は国民年金の未加入期間となるため、同年同月の保険料は納付できない。

- 2 申立人は、国民年金の加入手続後、国民年金保険料は郵便局等で納付したと主張しているところ、上記A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和46年度から48年度までは空欄となっており、49年度は申請免除が承認された記録となっている上、同市の国民年金保険料収入台帳によると、48年度及び49年度のいずれにも領収印が無く、48年度の第2期（7月から9月まで）、第3期（10月から12月まで）、第4期（1月から3月まで）、49年度の第1期（4月から6月まで）及び第2期（7月から9月まで）の5か所の欄に、同市が保険料の督促を行ったことを示す「督」の押印が確認でき、上記期間に係る国民年金保険料の納付は確認できない。
- 3 申立人は、昭和46年9月に従前の会社を退職し、51年8月に現在の会社で厚生年金保険被保険者となるまで国民年金保険料を納めており、申請免除の手続を行った覚えは無いと主張しているところ、上記A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和49年度は申請免除とされていることが確認できる。  
また、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及び申立人の元夫は昭和50年2月にA市からC市への転居に伴い、A市の納付記録が転記され、49年度の4月から1月までに「申免」のゴム印が押され、その後、同年度の4月から12月が抹消されていることが確認できる。このことについて、C市は、申立人の元夫は、昭和48年11月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、49年12月に同資格を喪失していたことが同市への転居後に判明し、48年11月に厚生年金保険被保険者の配偶者である申立人は、国民年金の任意加入の対象者となったことに伴い、その対象者は国民年金法において申請免除の適用を受けることができないことから、当該期間を国民年金の無資格期間（通算対象期間）としたものと考えられるとしている。  
加えて、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者となった日」は「昭和46年10月1日（強）」、「被保険者でなくなった日」は「48年11月1日」、「被保険者となった日」は「50年1月1日（強）」と記載されており、上記A市及びC市の国民年金被保険者名簿の記載どおり記録されていることが確認できる。
- 4 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年3月まで

私は、母親と相談の上、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。しかし、記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、その発行日は昭和48年3月25日と記載されていることが確認できる。国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年3月14日に払い出されていることが確認できる。申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年2月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、上記払出しの時点において、申立期間は過年度保険料として納付が可能であるところ、申立人は、申立期間の納付書の発行及び納付の時期について具体的な記憶は無く、申立期間の保険料を遡って納付した記憶も無いとしている。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を51年12月に過年度納付していることが確認できるが、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から50年3月まで

私は、国民年金のことを知らなかったため、夫婦共に国民年金に加入していなかった。夫がA社に勤め始めた頃に国民年金の加入手続を行い、その後、市役所の職員から納めていない保険料を遡って納めることができる旨の説明を受け、何回かに分割して昭和36年4月までの保険料を遡って納めた。

年金記録を確認したところ、遡って保険料を納めたにもかかわらず、昭和38年2月から53年3月まで未納期間とされており、納得できないので第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、それまで納付していなかった昭和36年4月から加入手続月までの未納期間の保険料を、特例納付により納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間直後の50年4月から52年3月までの保険料を53年5月に過年度納付し、36年4月から38年1月までの保険料を第3回特例納付により55年1月に納付していることが確認できるものの、申立期間に係る特例納付の記録は確認できず、未納期間と記録されている。

また、申立人は、申立期間に係る保険料として、約5万円から8万円程度を何回かに分けて納付したと主張しているものの、納付済みと記録されている昭和36年4月から38年1月まで(22か月)の期間及び申立期間(146か月)を第3回特例納付により納付した場合、その保険料は67万2,000円(168か月×4,000円)となり、申立人が主張するとおり8万円程度に分割して納付したとすると、少なくとも8回以上の納付が必要となるところ、申立人は、申立期間の保険料の納付等に係る記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は昭和 53 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該加入手続時点で納付が可能な現年度保険料及び 60 歳に到達するまでの全ての保険料（254 か月）を納付しても国民年金の老齢年金（当時）の受給資格（300 か月）を満たすことができなかったところ、申立人は、上記のとおり、加入手続の時点で過年度納付が可能な 24 か月の保険料を過年度納付し、22 か月を第 3 回特例納付で納付した月数を合計すると 300 月となることから、申立人は国民年金に加入した際、老齢年金の受給権を得るために、必要な月数を特例納付したものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 41 年 6 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 41 年 6 月まで  
② 昭和 41 年 9 月から同年 12 月まで

私は幼児期から養父母と暮らしており、自営業であった養父母は国民年金に対する意識も高く、私が 20 歳になった時から 3 人分の保険料を納付してくれていた。結婚時に、養父母から国民年金手帳を渡され、これを大切にするように言われた。結婚後に A 市で手続をした際、古い国民年金手帳を取り上げられて新しい手帳を渡された。古い国民年金手帳には、領収書がホッチキスで止めてあったので、渡したくないと言ったが、国のすることに間違いは無いと言われて取り上げられた。今回の年金問題では、B 市 C 区役所にも行ったが、証明するものが必要と言われて悔しい思いをしてきた。古い国民年金手帳を返してもらえれば、納付したことを証明できる。詳しく調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和 42 年 5 月 24 日に払い出されており、この頃に加入手続を行ったものと推認されることから申立内容と符合しない上、申立人は、国民年金への加入手続や申立期間における保険料の納付について、同居していた申立人の養父母が行っていたとしており、申立人は納付に直接関与しておらず、その養父母も既に死亡しているため、具体的な加入手続や納付状況は不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳（昭和 45 年 3 月 25 日再交付）によると、申立人が初めて国民年金被保険者となった日について、当初、42 年 11 月 21 日と記載されていることから、同手帳が再交付された時点で、申立人は、

申立期間①及び②を含む42年10月以前の期間は被保険者とされていなかったことが推認できる上、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の養父母が、当該期間において申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間②については、申立人に係る国民年金被保険者台帳で未加入期間と記録されており、制度上、申立人は被保険者として取り扱われておらず、保険料を納付できない期間となる。

このほか、申立人及びその養父母が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの期間、同年 4 月から 58 年 3 月までの期間、61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月

昭和 54 年に商売を始めたが、資金繰りが大変だったので昭和 54 年度と 55 年度の保険料は免除申請を行い、56 年 4 月以降は口座振替で納付を再開してきた。

他の未納期間については現金出納帳があり、どの期間に該当するかはっきりしないので申立は行わないが、上記申立期間について、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和 54 年に商売を始め、昭和 54 年度及び 55 年度の 2 年間は国民年金保険料の免除申請を行い、昭和 56 年 4 月以降の国民年金保険料は納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳によると、申立人の昭和 54 年度の申請免除が承認された記録は確認できるが、55 年度及び 56 年度は未納期間と記録されており、両年度の摘要欄には、未納通知を行ったことを示す「督」の記載が確認できる上、57 年度には「申免 4-3 (90. 5)」と記録されており、当該年度は特例認定により申請免除が承認されていることが確認できることから、上記の記録は A 市の年金納付記録照会の記録とも一致していることから、行政側の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、昭和 56 年 4 月以降の国民年金保険料は、口座振替により納付していたと主張しているが、申立人から提出のあった A 市の国民年金保険料口座振替納付依頼書によると、申立人が保険料の口座振替の申出を行ったの

は61年4月30日であることが確認できる。

さらに、申立期間③の国民年金保険料について、申立人から提出のあった預金元帳（昭和56年6月から61年12月まで）及び申立人の夫に係るA市の国民年金保険料口座振替納付依頼書によると、一人分に相当する保険料額の口座振替が確認できるところ、申立人の夫は56年4月3日に口座振替の申出を行ったことが確認でき、当該預金元帳の口座振替の記録は、オンライン記録上の申立人の夫の納付記録と一致することから、申立人の夫の記録であると考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成8年3月まで

何年頃かはっきり覚えていないが、「今、加入したら減免します。」という通知か広報を見て、先に加入していた夫より数年遅れで国民年金に加入した。加入手続は明確に覚えていないが、移転前のA公園の東にあったB社会保険事務所(当時)で行い、年金手帳の交付を受けた。その時の同手帳について、どのようなものだったか余り覚えておらず、平成9年3月に、現在のB年金事務所で新しい年金手帳と交換し、古い年金手帳は回収された。保険料は、夫の分と一緒に、毎月送られてきた納付書でC銀行(現在は、D銀行)E支店、同銀行F支店又はG郵便局で納付し、領収書を受け取っていたが、現在、その領収書は無く、納付額についても覚えていない。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できない。

また、申立人が現在所持する年金手帳の交付年月日は、平成9年3月27日との記載が確認でき、基礎年金番号は、婚姻前の昭和40年4月から42年1月まで勤務していた事業所に係る厚生年金保険の記号番号が使われている上、オンライン記録によると、申立人の最初の国民年金保険料の収納年月日は平成9年4月30日であり、納付記録が確認できる平成8年度の保険料は、9年度以降に複数回にわたって納付していることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の被保険者資格を取得して、保険料の納付を開始したものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間に係る年金手帳を所持していたとしているが、

同手帳の交付に係る記憶や形状等について具体的な供述は得られず、詳細は不明である上、交付を受けたとする当時のB社会保険事務所は、昭和56年11月にH市I町から同市J町に移転しており、申立期間における同社会保険事務所の所在地と一致しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 9 月までの期間及び 43 年 4 月から 50 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 38 年 9 月まで  
② 昭和 43 年 4 月から 50 年 10 月まで

年金記録を確認したところ、2 か所も年金記録が抜けている期間があることが分かったが、私が 20 歳になる前から実家に来ていた男性の集金人が、20 歳になったら国民年金に加入するよう何度も勧め、母が加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。また、結婚後も、父の手伝いで実家に帰っていたので、母が国民年金保険料を納付してくれていた。長女を妊娠中に国民年金被保険者資格を喪失する手続をしたことになっているが、これまで私は、国民年金の手続を行ったことはない上、母からも「満額受給できる。」と聞いており、納得できないので第三者委員会へ申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20 歳になったときから国民年金に加入し、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 12 月 24 日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間②の保険料について、国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失する手続を行うことなく、申立期間①と同様に、申立人の母親が集金人に納付していたと主張しているが、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 43 年 8 月 13 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認でき、この記録は国民年金被保険者台帳の記録と一致し

ていることから、申立期間②のうち同年8月から50年10月までは未加入期間となり、申立人の母親が、当該期間の保険料を集金人に納付できたとは考え難い。

さらに、上記A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、いずれも申立期間①及び②のうち昭和43年4月から同年7月までは未納期間で、申立期間②のうち同年8月から50年10月までは未加入期間で一致しており、行政側の記録に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の納付等について具体的な状況が確認できない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月

私は、結婚してから今まで住所は全く変わっていない。転居したことは無く、外で勤めた経験も無いので、年金は国民年金だけであった。私が満20歳になったのは昭和39年\*月\*日で、結婚した38年2月\*日から夫の両親と同居していて、一家で自営業を営んでいた。当時、家計の全てを取り仕切っていたのは義理の母親で、私の年金保険料も最初から義理の母親が納付してくれていた。嫁の私のことをとても大事にしてくれており、ねんきん特別便が郵送されるまでは、私の保険料は全て納付されていると思っていたが、最初の1か月だけが未納となっている。しかし、当時の家計状況には十分ゆとりがあったので、義理の母親は絶対に納付しているはずである。その後の納付状況を見ても、当時の1か月分を払えなかったということはありません。

私は、集金に来ていた人にお茶を出したことを覚えているので、自宅に集金人が来ていたと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和38年度の印紙検認欄において、申立期間である昭和39年3月は空欄であり、保険料納付を確認できない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿において、昭和38年4月から39年2月までについて「不要」と押印されているところ、申立期間については押印されておらず、被保険者期間とされているものの、保険料納付を確認できない上、同市の国民年金過年度収滞納一覧表においても申立期間の保険料納付を確認できない。さらに、国民年金被保険者台帳においても申立期間の保険料は未納となっており、これらの記録は全てオンライン記録と一致している。

加えて、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする義母は既に死亡しており、申立人自身は申立期間の納付について直接関与しておらず、詳しい事情を把握していないため、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人及び申立人の義母が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、公民館で国民年金の加入手続きを行い、申立期間については、A社の事務局長兼経営改善普及員を拝命したが、1年間は身分保障の確立を見極めることになり、国民年金を継続することになった。申立期間の国民年金保険料については2か月ごとに、婚姻前はB町役場（現在は、C町）で納付し、昭和36年10月の婚姻後は、妻が夫婦二人分の保険料を同公民館で納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、婚姻前は役場で納付し、昭和36年10月の婚姻後は申立人の妻が地元公民館で夫婦二人分の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年1月6日に払い出されていることが確認できるものの、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したことに伴い、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

また、申立人の妻に係る当該被保険者台帳によると、申立人の妻は、昭和36年10月\*日の婚姻日と同日付けで、強制加入被保険者資格を喪失し、任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年8月まで

私は、平成10年1月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、同年2月に就職したが、試用期間の間は国民年金保険料を納付していた。

しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年1月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A市の国民年金台帳によると、申立期間に係る加入手続を行った記録は無く、オンライン記録と同様に、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、平成10年分の源泉徴収票を提出しているが、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料額から、申立期間の国民年金保険料の納付を示す状況は確認できない上、申立人及び申立人の母親は、申立期間の保険料の納付に関する具体的な記憶は無い。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年3月まで

昭和44年11月頃に、A市役所からはがきで、私の国民年金の案内通知が送付されてきたので、父親が加入手続を行ってくれた。当時、自宅に3か月ごとに集金人が訪問し、父親が保険料を納付してくれていた。ねんきん特別便が自宅に届き、加入当初に納付していた期間の記録が無いことに大変驚いた。詳しく調査して私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は、昭和48年5月に、当時同居していた申立人の弟（四男）の同番号の3番後で払い出されていることが確認でき、申立期間についてその弟（四男）も保険料が未納である上、ほかに同居していた兄弟も未納であることが確認できる。

また、申立人の次兄及びその妻によれば、父親が国民年金の加入手続を行ってくれ、婚姻後しばらくの間、保険料を納付してくれていたと供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、その次兄夫婦の同手帳記号番号は、夫婦連番で申立人の同番号の71番前に払い出されていることが確認できるものの、申立期間について、申立人と同様に保険料が未納である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳において、申立期間の保険料納付は確認できない上、申立人は納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡していることから、具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年3月まで

平成21年頃に届いた「ねんきん定期便」を夫が見たところ、私の年金記録がおかしいことに気付いたので、年金事務所に赴いて記録を確認すると、申立期間が未納となっていることが分かった。

申立期間の国民年金保険料については、夫の勧めもあり、会社を退職して長女を出産した昭和46年\*月頃にはA市役所で国民年金に加入し、集金人に保険料を毎月納付した記憶があるにもかかわらず、未納とされている記録に納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年\*月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人は、50年6月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人の主張する加入時期と相違する。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、うぐいす色の国民年金手帳が必要となるが、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、現在所持するオレンジ色の年金手帳を交付され、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オレンジ色の年金手帳は昭和49年度以降に使用された3制度共通の年金手帳である上、A市の収滞納一覧表によると、申立人が国民年金に加入手続を行ったと推認できる50年度の第1期（4月から6月まで）の国民年金保険料を昭和50年8月2日に集金人に納付し、以降の保険料を期別納付していることが確認できることから、申立人の主張は、申立期間直後から納付したことを示すものであると考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金を納付していたことを示す関連資料



(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から同年9月までの期間、62年5月から同年9月までの期間並びに平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から同年9月まで  
② 昭和62年5月から同年9月まで  
③ 平成元年4月及び同年5月

私は、昭和61年2月に離婚したが、それ以降は将来一人で生きていかなければならないと考え、それまでおろそかにしていた国民年金保険料をしっかりと払おうと思った。国民健康保険料も払っていたので一緒に払っていたと思う。加入手続はA市役所及びB市C区役所で行ったと思うが、その後、自宅に納付書が郵送されたときは、必ず納付した記憶がある。納付場所は、同市C区D町の郵便局かE銀行（現在は、F銀行）で行っていたと思う。保険料を必ず払っているはずなので、しっかりと調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間①直後の昭和61年10月から62年3月までの期間、申立期間②直後の62年10月から63年3月までの期間、及び申立期間③直後の平成元年6月から3年3月までの期間のいずれの保険料についても、過年度納付していることが確認できる上、このうち、2年4月から3年3月までの保険料については、4回に分割して、いずれも時効到達直前の時期に過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料はいずれも時効到達により保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①から③までの保険料はいずれも未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立人によると、申立期間における保険料の納付について明確な

記憶は無いとしており、具体的な納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から同年8月まで

昭和48年2月20日にA社を退職後、すぐに妻がB市C区役所で国民健康保険の加入手続を行い、同時に、私の国民年金の加入手続を行った。その際、同市D区で国民年金保険料を納付していた時の国民年金手帳が見当たらず持参できなかった。保険料は、妻が、同市C区役所から送付されてきた納付書によりE郵便局で納付していた。

また、F社を退職した翌日の昭和50年9月26日に、妻が私の国民年金の手続のためにB市C区役所に行った際、夫婦二人分のこれまでの国民年金手帳や領収書を国民年金係に提出し、全て台帳に記録してもらった。

その際、妻の方は全て記録されたが、その時も、B市D区役所で発行された私の国民年金手帳を持参することができなかったため、その内容を記録してもらうことができなかった。当時の担当者は、「後日持参してもらえれば、支払っていた旨を記録します。」と言ったが、その後、妻は家事に追われて忙しく、そのままになってしまった。その時に同市D区役所で発行してもらった国民年金手帳を再発行してもらっていたら、このようなことにならずに済んだと反省している。その国民年金手帳は、最近になって見つかった。

妻は、私の国民年金の加入手続を必ず行っており、支払うべき保険料も必ず支払っていたと記憶しているので、現在の記録に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の最初の同手帳記号番号は昭和44年10月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、45年3月頃に加入手続を行ったと推認できるところ、申立人が所持する同手

帳記号番号に係る最初の国民年金手帳によると、申立人は、同年同月 1 日に被保険者資格を取得し、46 年 3 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。また、同手帳記号番号払出簿によると、その後、申立人の 2 番目の同手帳記号番号が 50 年 8 月に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の妻の主張どおり、同年 9 月下旬頃に、再度、加入手続を行ったことが推認できるところ、申立人が所持する 2 番目の同手帳記号番号に係る年金手帳及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同年同月 26 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、制度上、申立期間は未加入期間となり、申立人は被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない期間となる。

さらに、B 市によると、申立人に対して払い出された上記 2 つの国民年金手帳記号番号のいずれに関しても、申立人に係る昭和 47 年度及び 48 年度の国民年金収滞納一覧表は無く、申立期間の保険料納付を確認できないとしている上、これら 2 つの同手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳においても、申立期間の納付記録は確認できない。

加えて、申立人の妻によると、最初に払い出された国民年金手帳記号番号の国民年金手帳及び 2 番目に払い出された同手帳記号番号の年金手帳(厚生年金保険の記号番号のみの年金手帳を除く。)以外に申立人が同手帳を所持していたとする記憶は無い上、申立人の妻が申立期間において、加入手続を行い、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人及びその妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月1日から63年2月22日まで

私は、A社の前後に勤務した会社でも30万円の給料を貰っており、同社で勤務する際にも、25万円の給料と5万円の営業費を支給するという約束であったので、15万円という安い給料で働くはずがなく、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時に支給されていた報酬月額と年金記録における標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかしながら、A社は既に廃業している上、元事業主の親族は、「貸金台帳や標準報酬の届出書類は、会社が倒産したときに全て廃棄しており、何も残っていない。事業主は既に死亡しており、申立人と事業主との間で給料や営業費の話があったのか分からない。」と供述しており、申立人の申立期間当時の報酬月額及び保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明し聞き取りを行うことができた5人全員が当時の給与明細書を所持しておらず、当時の報酬月額及び保険料控除額等が確認できない上、このうち、当時の経理担当者は「私は入社時に給料25万円の約束で入社したが、標準報酬月額は低くなっている。しかし、低くなっている分、保険料も低くなっており、届け出ている標準報酬月額に相当する保険料が控除されていたと思う。」と証言している。

加えて、上記の被保険者原票をみても、昭和58年6月1日に資格を取得し

てから申立人に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務したので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 4 月 1 日である。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は、昭和 59 年 3 月 31 日であることから、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C 健康保険組合の記録によると、申立人の健康保険被保険者資格喪失日は、昭和 59 年 3 月 31 日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する上、B 社は、「健康保険組合の記録も、厚生年金保険の記録と一致していることから、同日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として手続したと考えられる。厚生年金保険料は翌月控除であることから、申立人の退職月の給料から 2 か月分の同保険料を控除したとは考えにくい。」と回答している。

また、昭和 54 年から 61 年末までに A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している 82 人中、月の末日が喪失日となっている 32 人のうち、連絡先の判明した 30 人に照会したところ、回答のあった 17 人は、いずれも給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を保管していないため、同社における退職月に係る保険料の控除実態について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月頃から 36 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 1 月頃から A 社 B 出張所に勤務したと思うが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は 36 年 7 月 1 日となっている。

勤務した当時の写真を提出するので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び A 社が提出した人事記録から、申立人が申立期間に同社 B 出張所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記人事記録から、申立人は、昭和 34 年 8 月から 36 年 6 月まで A 社において「臨時傭人」と記載されているところ、同社の人事担当者は、「当時の資料は、提出した人事記録以外に保管しておらず、申立人の申立期間に係る勤務等の詳細は不明であるが、申立人に係る人事記録から、申立人は当該期間において、当社の臨時傭員であったことがうかがえる。当時の臨時傭員の厚生年金保険への加入は任意加入としていたようだ。同記録には、申立人が正社員として採用されたのは 36 年 7 月 1 日と記載されており、この日からは、厚生年金保険に強制加入したと思われる。」と回答している。

また、申立人の所持する写真と一緒に写っている元同僚二人及び申立人の記憶する元同僚二人は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)にその氏名が記載されていない上、申立期間に係るオンライン記録も確認できない。

さらに、上記被保険者名簿から所在が確認できた 15 人に当時の状況を照会し、8 人から回答を得たものの、申立人が申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す証言や証拠は得られない上、申立人の記憶する元同僚一人も、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し

たオンライン記録が確認できるところ、当該元同僚は、「当時の状況は詳しくは思い出せないが、私は同社に入社してしばらくの間厚生年金保険には加入しなかった。」と供述している。

加えて、A社に係る申立期間の被保険者名簿に不自然な点は見当たらない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から申立人の被保険者資格取得に係る年金記号番号の払出し状況を確認しても、昭和36年7月1日を資格取得日として、同年9月1日に年金記号番号が払い出されており、一連の事務処理についても不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで

私は、A社B支店に昭和 45 年 4 月 1 日入社以来、同支店C課に配属され、残業は少ないときでも月間 30 時間から 50 時間、多いときで 100 時間以上あったにもかかわらず、標準報酬月額が低い。また、国の記録では標準報酬月額が本給のみとなっている期間もある。管理職となる前の期間である申立期間について、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店に入社以来、申立期間の標準報酬月額が低く、本給のみとなっている期間もある。」と主張している。

しかし、A社は、申立期間のうち、昭和 47 年、48 年及び 52 年については、「それぞれの算定期間（5 月、6 月及び 7 月）において、申立人は長期出張していた。」と回答しており、同社担当者は、「長期出張時には宿泊手当及び日当を支給していたが、標準報酬月額は本給のみで算定し、当該手当は算入していない。なお、長期出張時には通勤手当及び残業手当は支給していない。」と供述している。

また、上記担当者は、申立期間のうち、上記以外の期間については、「申立期間に係る給与に関する資料は本給の記録以外に残っていないが、本給よりも標準報酬月額が高くなっているのは、標準報酬月額に通勤手当及び残業手当が算入されていることによるものである。」と供述している。

さらに、申立人の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料控除合計額は、申立人が所持する源泉徴収票（昭和 57 年から 59 年まで、63 年から平成 2 年まで、4 年及び 5 年）の社会保険料等の控除額とおおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 20 日から 6 年 10 月 26 日まで  
私は、給料が多いということで、平成 5 年 4 月に A 社に就職した。  
営業成績が良かったので、後に店長となり、6 年 10 月まで勤務した。給料は、最低保障が約 16 万円で、出来高に応じて加算額があった。  
しかし、A 社で勤務していた期間の年金記録が無いので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の日記に、平成 6 年 3 月 30 日に A 社に初出勤した旨が記載されており、また、年金事務所が保管している同社の事業所新規適用調査伺によると、給与計算の対象期間は月初から月末まで、支給日は翌月 25 日と記載されているところ、申立人の給与が振り込まれていた金融機関の記録によると、最初の給与振込日は同年 4 月 25 日、最後の給与振込日は同年 9 月 26 日（月曜日）となっていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、同年 3 月 30 日から同年 8 月 31 日までの期間については、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記により、A 社における勤務実態が確認できる平成 6 年 3 月 30 日から同年 8 月 31 日までの期間を除く申立期間のうち、5 年 6 月 7 日から 6 年 1 月 20 日までの期間については、上記の事情に加え、B 公共職業安定所の記録によると、申立人は、A 社の前に勤務していた事業所を退職後、5 年 6 月 7 日に同公共職業安定所で求職の申込みをし、同年 11 月 20 日まで基本手当を受給した後、6 年 1 月 20 日まで職業訓練を受講していたことが記載されていることから、申立人が A 社に勤務していたことは確認できない。

また、申立人の日記には、元同僚 9 人の名前が記されているが、オンライン記録により申立期間について A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認

できるのは当該9人のうち3人であり、残る6人については、申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、当該6人のうちの1人については、その妻が、「夫が、平成4年から6年頃まで同社で勤務していた時の年金記録が無い。」と証言しており、ほかに、複数の元従業員が、「臨時社員や日雇社員は、厚生年金には加入していなかった。」「本人の希望により厚生年金に加入させていた。」等証言しており、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 8 日から 46 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 9 日に A 社に入社し、同年 12 月 31 日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、事業所の所在地、当時の業務内容及び元同僚等の氏名を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、「破産のため当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 9 人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの 3 人から申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間を特定する証言は得られない上、残る 6 人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、公共職業安定所が保管する申立人の A 社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和 45 年 7 月 7 日に離職しており、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月から 11 年 5 月 1 日まで

私は、平成 10 年 2 月から 11 年 8 月に退社するまで A 社にアルバイトとして勤務した。同年 5 月から退社するまでの 3 か月については、厚生年金保険の記録があるものの、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。勤務形態、身分は、継続して変わらなかったなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 10 年 2 月から 11 年 8 月に退社するまで継続して A 社にアルバイトとして勤務し、勤務形態、身分は変わらなかったのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。」と主張しているところ、申立人から提出された給与振込通帳の写し及び同社から提出された給与明細書(控)により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社は、「平成 10 年 1 月から 11 年 4 月までの申立人の雇用形態は、短期臨時従業員で試験的な雇用であり、給与からは社会保険料を控除していない。同年 5 月から同年 7 月末までは、正式臨時従業員としての雇用となり、その時から厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を徴収していた。」と回答している。

また、A 社から提出された申立人の給与明細書(控)によると、厚生年金保険料が控除されるようになったのは、平成 11 年 5 月 25 日振込みの給与からであることが確認でき、申立期間当時、同保険料は控除されていなかったことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の同保険の被保険者資格取得日は、平成 11 年 5 月 1 日であり、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 6 月 30 日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額と給与額とが相違しており、標準報酬月額は 14 万 2,000 円となっているが、給与額は 16 万 4,000 円以上となっている。また、平成 3 年 1 月から同年 6 月までについては、国と厚生年金基金の標準報酬月額が相違しているもので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額と給与額とが相違している。また、平成 3 年 1 月から同年 6 月までについては、国と厚生年金基金の標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも 14 万 2,000 円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間について、事業主が届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、A社が加入する厚生年金基金の申立人に係る記録によると、申立人の標準報酬月額が平成 3 年 1 月 1 日に 17 万円に変更されていることが確認できるが、申立人が所持する給与明細書により、2 年 10 月から同年 12 月において固定的賃金の変動はなく、保険料もオンライン記録どおりの控除となっていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 2967

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 15 日から 20 年 8 月 30 日まで

私は、昭和 18 年 10 月頃第一回学徒挺身隊としてA社B工場に入社し、終戦に伴い 20 年 8 月 30 日に退社したが、ねんきん特別便の被保険者記録回答票で記録が無く、社会保険事務所（当時）で相談したところ脱退手当金を受給したとのことであった。受給した覚えが無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が確認できるページの前後2ページに記載されている女性53人について調査したところ、当該事業所で脱退手当金の受給要件（被保険者期間が6か月以上）を有する14人中、申立人を含む8人に脱退手当金を受給している記録が確認でき、この全員の支給決定日は、それぞれの資格喪失日から3か月から4か月後の昭和20年12月20日で一致していることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 27 日から同年 12 月 1 日まで  
年金記録によると、昭和 41 年 4 月 27 日に資格喪失したとされているが、同年 11 月までA社に勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金記録によると、昭和 41 年 4 月 27 日に資格喪失したとされているが、同年 11 月までA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であった元従業員 7 人のうち、連絡先が判明した二人に対して照会したところ、一人から回答があったものの、「申立人のことを記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 41 年 4 月 27 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、遡って資格喪失日の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年頃から 58 年 2 月 1 日まで

私の夫は、昭和 56 年頃に A 社（正式名称は、B 社）のビルにあった C 社に入社し、その後、子会社の D 社に出向し、58 年 12 月に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年頃に C 社に入社し、その後、子会社の D 社に出向し、退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているが、B 社は、「当社の関連会社に C 社はなく、D 社は、当社ビルのテナントであった。」と回答している上、同社は、平成 11 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚及び D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 14 人を把握し聞き取りを行ったところ、昭和 58 年 1 月 21 日に被保険者資格を取得している元従業員は、「申立人は、私の後に入社してきた。」と証言している上、勤務地が申立人と同じ E であったとする元従業員 4 人から申立人の勤務期間を特定する証言は得られない。

さらに、公共職業安定所が保管する申立人の D 社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は、昭和 58 年 2 月 1 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年11月から19年6月まで  
② 昭和20年4月1日から同年5月1日まで

私は、海員養成所を昭和18年10月に繰上げ卒業後の同年11月にA社に入社し、同年12月初旬から20年4月30日までの間、同社のB丸にC職として、継続して乗船し、19年の元旦はD地で迎えたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の船員保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和18年11月にA社に入社し、同年12月初旬から20年4月30日までの間、同社のB丸にC職として、継続して乗船していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当社が保管する人事記録では、申立人は、昭和19年6月7日に入社し、同月17日にB丸にC職見習として乗船しており、船員保険の資格取得日は国の記録どおりと考えられ、20年2月20日に社命により下船し、同月27日まで予備船員となっており、その後乗船記録はないので、船員保険の資格喪失日については、予備船員となった同月20日と考えられる。」と回答している。

また、B丸に係る船員保険被保険者名簿により、昭和18年12月20日から19年6月18日までの間に被保険者資格を取得している者のうち、C職二人を把握し聞き取りを行ったところ、一人は、「申立人の記憶はあるが、乗船期間は分からない。」と証言している上、残る一人は、「造船所に本船を引き取りに行ったが、申立人の記憶は無く、E地に行っていたので、同年1月1日にD地には行っていない。」と証言している。



さらに、昭和 20 年 2 月 19 日から B 丸が 21 年 1 月 \* 日に沈没までの間、C 職として乗船していたとする元従業員は「申立人の記憶は無い。」と証言している。

加えて、申立人の船員保険被保険者台帳によると、資格取得日及び同喪失日はともにオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 26 年 1 月 1 日まで  
私は、昭和 24 年 3 月に学校卒業後、A社に入社し約 2 年間在籍していた。  
年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立期間について期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 26 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間である上、複数の元同僚は、「同社では、26 年 1 月 1 日に、社員が一斉に厚生年金保険に加入した。」、「申立期間については、全員が厚生年金保険に加入していない。26 年 1 月 1 日以前に、給与から厚生年金保険料の控除があったかどうかについて不明である。」旨、それぞれ証言している。

また、A社は既に廃業しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から42年8月1日まで  
② 昭和49年1月1日から同年9月1日まで

私の厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が昭和41年4月に5万6,000円から4万5,000円に、49年1月に6万8,000円から6万円に減額されているが、毎年昇給があったので、報酬月額が減額しているはずはない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「報酬月額が下落しているはずがない。」と主張しているものの、申立期間①については、A社（当時は、B社）は、「申立てについて確認できる賃金台帳等の資料は不明である。」としており、申立期間の標準報酬月額が直前の標準報酬月額より低いことについて、「規定に定めのある交通費等や各手当の減少によるものである。」と回答している上、B社C支店に係るオンライン記録において、昭和36年6月までに同支店で資格を取得している被保険者のうち、41年10月以降に資格を喪失している7人中6人が、申立人と同様に同年4月からの標準報酬月額が直前の標準報酬月額より低いことが確認できる。

また、申立期間②については、D社（当時は、E社）は、「申立てについて確認できる資料は保管していない。」としている上、E社F支店に係るオンライン記録において、昭和39年8月5日から50年4月1日までに同支店で資格を取得している被保険者のうち、当該資格取得日の直前がB社における被保険者記録であることが確認できる10人中9人が、申立人と同様にE社F支店における資格取得時の標準報酬月額がB社における資格喪失時の標準報酬月額

より低いことが確認できる。

さらに、上記9人のうちの元同僚1人が所持していたE社F支店の給与支給票によると、当該元同僚のE社F支店における資格取得に係る標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 13 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 29 年 2 月 13 日から 62 年 5 月 1 日まで A 社 B 工場に継続して勤務し、入社時から健康保険組合にも加入していたにもかかわらず、29 年 2 月 13 日から同年 8 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が空白である。調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する人事記録、C 健康保険組合の記録及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社の人事担当者は、「申立期間当時の申立人の勤務形態は、正社員以外の臨時工との記載があり、臨時工についての規定は残っていないが、おそらく入社と同時に健康保険の被保険者資格を先に取得させ、その後、試用期間を経てから厚生年金保険に加入させていたものと思われる。」と回答している上、C 健康保険組合は、「申立期間当時は、健康保険の資格取得の届出は厚生年金保険の届出とは別に行っていた。」と回答している。

また、A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員 17 人について照会し、10 人から回答を得たところ、そのうちの 3 人は、「昭和 29 年は、新規正社員を採用しない年だったので、私は縁故で入社した。入社当初、給与事務を担当し、臨時職員を経て正社員となったが、私も入社後 4 か月間は厚生年金保険の記録は無い。事務系は臨時職員、現場は臨時工と呼ばれていた。給与から保険料を控除されていたのに記録が無いという話を聞いたことは無い。大きな会社だったので間違いはないと思う。」、「私のように、途中入社の場合は、

正社員になるまでの一定期間は臨時工だった。私も入社から7か月間は厚生年金保険の記録は無い。」「私は養成工だったので、当初から正社員の扱いだったが、臨時工の場合は、試用期間を経て正社員となった。」とそれぞれ証言していることから、当該事業所では、臨時工については、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、試用期間としての一定期間経過後に加入させていたことが推認できる。

さらに、A社は、申立期間当時の賃金台帳等は保存しておらず、申立期間に係る保険料控除等については不明と回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 2974 (事案 664 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月頃から60年7月頃まで

私が経営していたA社は、申立期間よりも前から、個人企業として存在していたが、会社基盤がしっかりしていないと取引先との契約に支障をきたすので、法人組織となって、労働保険に加入した。当時の事務担当者は、取引先の一つであった大手企業を退職して当社に入社した者で、保険関係の事務に精通しており、大手企業との下請契約においては厚生年金保険の適用事業所である必要があったため、当然、社会保険の手続をしていたはずである。当時、事務担当者が、社会保険事務所(当時)へよく行っていたのを覚えている。また、金融機関から借り入れをしていたし、大手企業の下請会社として大規模なプロジェクトに携わっていたので、会社としての体裁が整っていたのは間違いない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和43年から56年までの期間については、法人登記簿謄本により、申立人がA社の代表取締役であったことは確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、申立人については、申立期間の一部を含む期間(昭和39年2月から51年3月までの期間、同年6月から同年12月までの期間及び52年4月から同年9月までの期間)に国民年金保険料の納付記録が確認できる上、56年に同社が倒産するまでの事務担当者であり、社会保険の手続も担当していたと申立人が主張する元従業員についても、50年に同社に入社後、60歳になる54年\*月まで国民年金保険料を納付し、その後にも厚生年金保険に加入していないことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正の

あっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年6月22日付けで通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、申立期間を前後延長して、再申立てしているが、新たな資料等の提出は無く、延長した申立期間については、国民年金保険料の納付記録及び国民年金保険料の免除記録(昭和57年7月から58年3月までは申請免除、同年4月から60年6月までは法定免除)を確認できる。

また、申立人から証言の依頼を受けた、A社の元請会社の元現場所長二人は、いずれも、「事務の手續については分からない。」と供述している上、当該元請会社の元事務担当者は、「下請会社との契約において、当該下請会社が厚生年金保険の適用事業所であったかどうかについて確認しなかった。」と証言しており、申立人が主張する下請契約において厚生年金保険の適用事業所である必要があったとの証言が得られない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月から 14 年 9 月まで

私は、平成 13 年 6 月 1 日から A 社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額について前後の期間に比べて低く記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額について前後の期間に比べて低く記録されていることに納得できない。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 13 年 6 月から同年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から 53 万円となっていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する報酬明細書及び A 社が保管する給与支給明細一覧表により、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致していることから、申立期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。